

事 務 連 絡
令和7年12月17日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

公共工事の円滑な施工確保について

公共工事に対する国民の信頼の確保や建設業の健全な発達を図るとともに、防災・減災、国土強靱化対策の加速化等、国民の安全・安心を確保する取組を推進するためには、令和7年12月16日に成立した令和7年度補正予算も含め、今後の公共工事の入札及び契約を適正に実施し、円滑かつ適切な執行を図ることが重要です。

このため、各省各庁、各特殊法人等及び各地方公共団体に対し、公共工事の円滑な施工確保について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第21条に基づき、別添のとおり要請しましたのでお知らせします。

貴職におかれましては、貴団体傘下の建設企業に対し、周知方お願いします。